

イベント結果レポート

食品製造業向け安全衛生セミナーを開催しました。

皆様 ご安全に！

広島北労働基準監督署管内では、令和3年に入り、休業4日以上労働災害が例年と比べて大幅に増加しています。

とりわけ、管内の主要産業の一つである食品製造業での災害が多いことから、中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンターが実施する厚生労働省補助事業（中小企業安全衛生サポート事業）と連携し、令和3年8月4日に当署2階会議室において「食品製造業向け安全衛生セミナー」を開催しましたので、その結果をレポートします。



本セミナーには、定員を超える申し込みがあり、当日は満員となる12社12人の方にご参加いただきました。



当署の担当官からは、「改正労働基準法の概要」及び「食品製造業における労働災害防止のポイント（STOP転倒災害やエイジフレンドリーガイドライン等の概要）」について説明しました。



転倒災害は設備改善で防ぐ! その転倒原因、法改正がもたらす影響は、必ずしも安全な職場環境を確保するだけでは防げません。転倒災害は、労働者が使用するための安全な通路を確保し、かつ、これを実行可能な範囲で実施する必要があります。転倒災害の発生を防止するため、通路を確保し、かつ、これを実行可能な範囲で実施する必要があります。転倒災害の発生を防止するため、通路を確保し、かつ、これを実行可能な範囲で実施する必要があります。

食品製造業の労働災害防止のポイント
令和3年6月号

当署管内において食品製造業での労働災害が増えています。あなたの事業場でもこんな問題が発生していませんか？

下記グラフ：広島北管内 食品製造業 令和2年1月～令和3年5月末までの労働災害（休業4日以上）

災害の多くは通路等での転倒災害です。

事故の型別	割合
転倒	26%
はさまれ・巻き込まれ	21%
その他	51%

転倒災害の原因

原因	割合
歩行時	40%
作業時	40%
その他	20%

被災者の多くは経験が浅い労働者です。

経験年数	割合
2年以上	34%
1年未満	66%

特に「はさまれ・巻き込まれ」の事故は、作業経験が1年以下の若手者です。食品製造業では、転倒災害の発生に60%が60歳以上の労働者です。

厚生労働省 広島労働局 広島北労働基準監督署

広島北労働基準監督署作成リーフレット（食品製造業の巻）
特徴：「転倒災害が多い」「経験の浅い労働者の災害が多い」



中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンターの原田副所長様からは、「食品製造業における安全講話」に加え、セミナー申し込み時に皆様からご提出いただいた「自社の安全衛生管理上の相談ごとや悩みごと」に対して、他社の事例等による具体的なアドバイスをいただきました。なお、相談は9つあり、「高齢化が進んでいるがどんな所を注意すべきか?」「経験年数の少ない者の労働災害が増えている。どんな初期教育が必要か?」等々の相談が寄せられました。



この記事のお問い合わせ先
広島北労働基準監督署安全衛生課

☎ 082-812-2115